

内部統制システムに関する基本方針

日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「当会」という）は、CO・OP共済事業を通じて組合員の「ふだんの暮らし」にお役立ちを続け、生協全体の発展に寄与し、さらに、社会的役割を担い豊かな社会づくりに貢献するために、以下の7つの体制を整備・運用することで前進をはかります。

2023年3月9日改定

1. 理事および職員の職務の執行が、法令および定款等に適合することを確保するための体制 (法令等遵守体制)

当会は、理事および職員が法令および定款等を遵守し、協同組合の倫理観をもって事業活動をおこなう組織風土を構築するために必要な諸規程を整備し、運用しています。コンプライアンス遵守を宣言し、コンプライアンス統括部署を設置して法令等遵守体制を維持・向上するため、以下の方針で取り組みます。

- (1) 当会は、「コンプライアンス規程」等にもとづき、コンプライアンス教育、コンプライアンス体制の運用および重要な施策の具体的実践を図ります。加えて、重要な施策の確実な実行のため、重点課題を定めて遂行します。
- (2) 当会は、「会員生協共済業務マニュアル（CO・OP共済業務実施規程）」等にもとづき、会員に委託する共済募集およびそれに付随する業務が適正に運営されるよう支援します。
- (3) 当会は、「コンプライアンス相談窓口規程」にもとづき、当会および子会社の職員、退職者、取引先を対象に相談窓口を設置し、速やかな調査と是正をおこないます。
- (4) 当会は、業務の適切性、健全性を確保するために、「反社会的勢力への対応方針」にもとづき、不当要求への適切な対処や加入申込の謝絶の対応をおこないます。

2. 損失の危険の管理（以下、「リスク管理」）に関する規程その他の体制 (リスク管理体制)

当会は、事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを組織的・総合的に管理するため、「リスク管理基本規則」および必要な諸規程を整備し、運用しています。リスク管理統括部署を設置し、リスク管理体制を維持・向上するため、以下の方針で取り組みます。

- (1) 当会は、「リスク管理基本規則」にもとづき、リスク管理に関わる教育、リスク管理体制の運用および重要な施策の具体的実践を図ります。加えて、重要な施策については、リスクを評価して重要度を判断し、重点課題を定めて遂行します。
- (2) 当会は、「クライシス・不祥事件・その他事件事故管理規程」にもとづき、危機管理対応、事件事故対応及び再発防止策を実施します。

3. 理事および職員の職務執行に関わる情報の保存および管理に関する体制 (情報の保存・管理体制)

当会は、理事および職員の職務執行に関わる情報の保存および管理について、「情報管理規則」および必要な諸規程を整備し、運用しています。情報の保存・管理体制を維持・

向上するため、以下の方針で取り組みます。

- (1) 当会は、「情報管理規則」等にもとづいて、情報管理や情報セキュリティに関する教育、情報の保存・管理体制の運用および重要な施策の具体的実践を図ります。加えて、重要な施策の確実な実行のため、重点課題を定めて遂行します。
- (2) 当会は、「個人情報保護方針」、「個人情報保護基本規程」にもとづき、共済事業における個人情報の保護と適切な管理をおこないます。また、「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」、「特定個人情報保護基本規程」にもとづき、適切にマイナンバー対応をおこないます。
- (3) 当会は、「情報開示規則」にもとづき、当会の事業及び財務の状況に関する情報の開示について、開示に係る基準・範囲及び手続等を定め、その適切な運用をおこないます。

4. 理事および職員の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制 (職務の効率に関する体制)

当会は、理事および職員の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するために必要な諸規程を整備し、運用しています。職務の効率に関する体制を維持・向上するため、以下の方針で取り組みます。

- (1) 理事会は、「理事会規則」にもとづき、理事の職務の執行が効率的におこなわれるよう業務執行・運営に関する重要事項を審議・決定し、監督します。
- (2) 当会は、職員の職務執行が効率的におこなわれるための体制について、「組織管理規程」等にもとづいて、体制の運用および重要な施策の具体的実践を図ります。加えて、重要な施策の確実な実行のため、重点課題を定めて遂行します。
- (3) 当会は、業務の円滑な運営を図るため「諸規程管理規則」にもとづき、当会の諸規程の体系的な管理体制を維持・向上します。
- (4) 当会は、「C O・O P 共済苦情対応規程」にもとづき、苦情対応統括部署を設置し、寄せられた「組合員の声」に対して、誠実かつ迅速な対応をすすめC O・O P 共済の改善につなげます。重要な施策の確実な実行のため、重点課題を定めて遂行します。

5. 子会社における業務の適正を確保するための体制

(子会社管理体制)

当会は、子会社における業務の適正を確保するために必要な諸規程を整備し、運用しています。子会社管理体制を維持・向上するため、以下の方針で取り組みます。

- (1) 当会は、「子会社等の管理規程」にもとづき、関連事業に係る重要な方針、事項、内部統制システムの構築・運用状況を監督し適切な指導をおこない、相互の健全な発展を推進します。加えて、そのための重要な施策については、重点課題を定めて遂行します。
- (2) 当会は、子会社の会計情報、事業報告書、その他会社経営に関わる重要事項について事前承認事項とし、子会社の業務の適正の確保を推進します。
- (3) 当会は、子会社である株式会社アイアンドアイサービスならびに株式会社大学生協保険サービスについて、「保険募集管理規程」にもとづき、保険代理店における適切

な保険募集管理体制を運用します。

6. 決算報告の信頼性を確保するための体制

(決算報告の信頼性確保の体制)

当会は、決算報告の信頼性を確保するために必要な諸規程を整備し、運用しています。決算報告の信頼性確保の体制を維持・向上するため、以下の方針で取り組みます。

- (1) 当会は、決算報告（決算関係書類、事業報告書及び附属明細書）の信頼性を確保するため、業務のプロセス管理をおこなう文書の作成をすすめ、その適正性に係るリスクを識別し、対応する仕組みの構築と運用をおこないます。
- (2) 当会は、決算報告の信頼性確保体制の構築状況及び運用状況の評価を実施し、理事会、監事会に報告します。
- (3) 当会は、消費生活協同組合法の規定にもとづき、会計監査人による監査を受け、その監査報告書を総会に開示します。

7. 監事による監査の実効性を高め、監査職務の円滑な遂行を確保するための体制

(監事監査環境に関する体制)

当会は、監事による監査の実効性を高め、監査職務の円滑な遂行を確保するために必要な諸規程を整備し、運用しています。監事会事務局を設置し、監事監査環境に関する体制を維持・向上するため、以下の方針で取り組みます。

- (1) 当会は、監事による監査の実効性を高め、監査職務の円滑な遂行を確保するため、「監事監査規則」にもとづき、重要会議への監事の出席の確保、並びに必要な情報の開示に努めます。
- (2) 当会は、監事の職務執行のために必要な体制として、監事会事務局体制についての監事意見の反映、定期的な執行側との会合、事業の状況についての監事への報告体制を維持します。
- (3) 当会は、内部監査部署が内部監査の結果を監事に報告するとともに、監事との密接な連携を保ち、効率的な内部監査を実施する体制を確保します。